

令和３年度東京都臨海副都心にぎわい創出事業の実施に関する協定

東京都港湾局を甲とし、一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会を乙として、甲乙間において、次の各条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した臨海副都心への来訪者の回復を目指し、乙及び乙の会員が臨海副都心において実施する地域のにぎわい創出に資するイベントに対し、甲が予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第２条 本協定の期間は、本協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

（対象事業）

第３条 本協定における助成金の交付対象となる事業は、乙及び次の各号に掲げる要件を全て満たす乙の正会員である複数の民間事業者（以下「主催者」という。）が実施する別紙１に該当するイベント（以下「対象事業」という。）とする。

- （１）法人格を有していること。
- （２）法令等に違反する事実がないこと。
- （３）税金の滞納をしていないこと。
- （４）公的機関等との契約における違反がないこと。
- （５）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人でないこと。
- （６）東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。法人の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員に、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者に該当するものがないこと。

２ 主催者は、対象事業を構成員が共同で実施することとし、助成金の申請、請求、受領及び精算に係る事項を代表して行う者（以下「代理人」という。）を事業の共同実施に係る合意書兼委任状（様式第２号）において定めなければならない。

（助成対象経費）

第４条 本協定における助成金の交付対象となる経費は、甲が第９条に基づき交

付決定した日から令和4年3月31日までに生じる以下に掲げる経費で、主催者が申請した経費のうち、甲が適当と認めた事業にかかる経費（以下「対象経費」という。）とする。

- (1) 委託料
- (2) 一般需用費（消耗品費等）
- (3) 賃借料（施設使用料等）
- (4) 工事費

2 対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

（助成金交付額）

第5条 この助成金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、1件当たりの助成金額は助成対象経費の2分の1、かつ1千万円を上限とする。

2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（対象事業の協議）

第6条 乙は、対象事業について、事業計画総括表（別記様式第1号）及び事業の共同実施に係る合意書兼委任状（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して、甲に申請するものとする。

- (1) 主催者の国税にかかる納税証明書又は電子納税証明書
- (2) 主催者の都税にかかる納税証明書
- (3) 乙の正会員一覧
- (4) 乙における助成申請の承認決定がわかる文書の写し

（対象事業の決定）

第7条 甲は、乙の申請に係る書類等を審査し、対象事業として適当と認めたときは、乙に通知する。

（助成金の交付申請）

第8条 前条で認められた対象事業について、代理人が助成金の交付を受けようとする場合は、助成金交付申請書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、甲に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金・収支計画書
- (3) 企画概要書（警備体制や緊急時の対応・連絡体制、会場図等が含まれていること）
- (4) 代理人の印鑑証明書又は商業登記電子証明書

(助成金の交付決定)

- 第 9 条 甲は、前条の交付申請があったときはその申請に係る書類等を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは交付の決定を行う。
- 2 前項により交付決定を行った場合は、助成金交付決定通知書（別記様式第 4 号）を当該代理人に通知する。
- 3 甲は、交付決定に当たって必要な条件を付することができる。

(対象事業の内容等の変更申請)

- 第 10 条 主催者が前項の定めにより決定した対象事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書（別記様式第 5 号）により、代理人はあらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 2 甲は、前項の申請があった場合において、適正な事業執行のために必要な場合は、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
- 3 主催者は、次に掲げる事項の変更があったときは、速やかに代理人が変更届出（別記様式第 5 号）を甲に提出しなければならない。
- (1) 主催者の名称変更
- (2) 主催者の所在地変更
- (3) 主催者の代表者変更

(助成金の交付申請の取り下げ)

- 第 11 条 代理人が第 9 条第 2 項の通知を受けた場合において、当該通知にかかる助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

(事業の委託)

- 第 12 条 主催者は、対象事業を第三者に委託して実施することができる。

(事業の延期又は中止)

- 第 13 条 主催者がやむを得ない事由により、対象事業を延期又は中止しようとするときは、代理人が延期（中止）承認申請書（別記様式第 6 号）を甲に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の申請書の審査等により適当と認められる場合は、延期又は中止の承認を通知する。

(事故報告)

- 第 14 条 主催者は、対象事業が予定期間内に実施できない場合、又は対象事業の遂行が困難となった場合において、速やかに代理人が事故報告書（別記様式

第 7 号) を甲に提出し、その指示に従わなければならない。

(遂行命令等)

第 15 条 甲は、代理人から提出された書類、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、対象事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、主催者に対し、これに従って当該対象事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。

(対象事業の実績報告)

第 16 条 代理人は、対象事業が終了したときは対象事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 8 号）に対象事業の実施内容がわかる書類を添付して、速やかに甲に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第 17 条 甲は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る対象事業の成果が助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付額確定通知書（別記様式第 9 号）により当該代理人に通知する。

(助成金の支払い及び請求)

第 18 条 甲は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成金を支払うものとする。

2 代理人は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、請求書を甲に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 19 条 甲は、主催者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 17 条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項の規定に基づき取消しを決定した場合は、交付決定取消通知書（別記様式 10 号）により当該代理人に通知する。

(助成金の返還)

第 20 条 甲は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 条 甲が、前条第 1 項の規定により助成金の返還を命じたときは、代理人は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 甲が代理人に対し助成金の返還を命じた場合において、当該代理人がこれを納期日までに納付しなかったときは、当該代理人は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第 22 条 助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、代理人の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 23 条 第 21 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(事業報告)

第 24 条 乙は、協定期間内に実施した全ての対象事業について、事業報告総括表（別記様式第 11 号）により、甲に報告するものとする。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第 25 条 代理人は、本事業に係る収入、支出を記載した帳簿及びその他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管するものとする。

2 前項の規定による整理保管は、代理人が解散した場合には、その清算法人等において行うものとする。

(管轄裁判所)

第 26 条 本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他協議事項)

第 27 条 本協定に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 28 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 2 に定めるところによる。

甲及び乙は、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各々 1 通を保管する。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都港湾局長

古 谷 ひろみ

乙 東京都江東区青海二丁目 5 番 10 号

一般社団法人 東京臨海副都心まちづくり協議会

理事長 日 枝 久

本協定の助成金の対象事業は、以下の全ての要件を満たすイベントとする。

- 1 一般来訪者が無料で参加できること
- 2 臨海副都心のイメージアップやにぎわい創出に資すること
- 3 複数の媒体を活用して広報PRを行うこと
- 4 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例第8条のガイドラインの遵守及び第9条の標章（ステッカー）掲示を行うなど感染症拡大防止策を適切に講じること
- 5 販売を主目的としないこと
- 6 東京都の他の助成金及び補助金、国や他の地方公共団体から助成金及び補助金を受けていないこと
- 7 共催名義は、乙の会員又は臨海副都心内の施設における指定管理者に限ること
- 8 東京都の後援名義を受けていないこと

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る本協定解除)

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号。以下「要綱」という。）別表 1 号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、本協定を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。ただし、第 4 項の違約加算金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 甲は、第 1 項の規定により本協定を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 4 本協定第 17 条第 3 号及び第 18 条第 2 項の規定は、第 1 項の定めによる解除の場合に準用する。

(再委託禁止等)

- 第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者に再委任し、又は下請負人としてではない。
- 2 乙が要綱に基づく排除措置を受けた者のうち、要綱別表 1 号に該当する者に再委任し、又は下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 乙は、本協定の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委任した者又は下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、「不当介入通報・報告書」を 2 通作成し、1 通を甲に、もう 1 通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。
- なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委任した者又は下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委任した者又は下請負人に指導しなければならない。